

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

教育公務員特例法施行令(昭和 24 年政令第 6 号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成 6 年滋賀県条例第 49 号)ほか 2 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、教育公務員特例法施行令の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。

ア 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例

イ 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和 32 年滋賀県条例第 27 号)

ウ 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和 33 年滋賀県条例第 20 号)

(2) この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の職員ならびに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員（社会教育主事を除く。）および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項の職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の職員ならびに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員（社会教育主事を除く。）および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項の職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下省略</p>

滋賀県職員等の給与に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、滋賀県一般職の職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員（社会教育主事を除く。）および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項の職員ならびに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（企業職員を除く。以下「技能労務職員」という。）を除く。）ならびに市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員および事務職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項ならびに技能労務職員の給与の種類および基準に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、滋賀県一般職の職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員（社会教育主事を除く。）および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項の職員ならびに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（企業職員を除く。以下「技能労務職員」という。）を除く。）ならびに市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員および事務職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項ならびに技能労務職員の給与の種類および基準に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下省略</p>

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、県立学校職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）<u>第10条第2項</u>の職員に限る。）および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。</p> <p>第3条以下省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、県立学校職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）<u>第9条第2項</u>の職員に限る。）および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。</p> <p>第3条以下省略</p>